

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

2025年 6月 1日

介護老人保健施設 ゴーエン美浦

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名……………医療法人美湖会ゴーエン美浦
- ・開設年月日……………平成7年12月21日
- ・所在地……………茨城県稲敷郡美浦村宮地678番地
- ・電話番号……………029-885-5522
- ・FAX ……………029-885-1600
- ・介護保険指定番号……0853880029号

(2) 目的と運営方針

介護老人保健施設は、要支援者である利用者の自立を支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では各利用者が能力に応じた日常生活を営めるようサービス計画書を立て、内容についての同意をいただき、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供し、生活機能の維持または向上を目指します。また、利用者の方が居宅での生活を可能な限り自立したものとなるようサービスを提供し、在宅ケアを支援いたします。

(3) 職員体制

医師……1名 看護・介護職員……8名 相談員……1名
作業・理学療法士、言語聴覚士……4名（兼務）

(4) 入所定員等

入所……100名 通所……30名

2. サービス内容

- ①介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて理学療法、作業療法等その他必要なリハビリテーションの実施
- ②介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた入浴介助
- ③介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた食事提供
- ④介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた居宅及び施設の送迎

3. 協力医療機関

名称……………美浦中央病院
所在地……………茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地
診療科目……内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科・神経内科・
透析・歯科

◆ 緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
※事故発生時は各市町村、国保連窓口にも届出ることとなっています。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・営業日 ……………月～土曜日
- ・営業時間 ……………午前8時35分～午後5時
- ・設備・備品 ……………故意に破損させた場合、修理代を頂きます。
- ・金銭・貴重品の管理 ……事務所に申し出てください。

5. 非常災害対策

防災設備……………スプリンクラー、消火器、消火栓

防災訓練……………年2回

6. 禁止事項

- ・宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為を禁止します。
- ・性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であり、従業員の就業が害される行為を禁止します。

※当事業所からの改善依頼に応じず禁止行為を継続する場合、契約解除をすることができる。

7. 利用料金 ※1割負担の場合

(1) 基本料金 (予防給付において)

①施設利用料

要支援1 ……………2268円/月

要支援2 ……………4228円/月

②サービス提供体制強化加算Ⅲ……………要支援1…24単位 要支援2…48単位

③栄養アセスメント加算 ……………50円/月

④栄養改善加算 ……………200円/月

⑤口腔機能向上加算(Ⅰ) ……………150円/月

⑦介護予防科学的介護推進体制加算 ……………40円/月

⑧若年性認知症利用者受入加算 ……………240/月

⑨介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)……………介護保険1割負担分の金額に8.3%の加算

※⑨の加算については区分支給限度額の算定対象外となります。

(2) 減算事項(基準に適合していない場合等減算となります)

① 業務継続計画(BCP)未実施減算……………所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
○以下の基準に適合していない場合減算となります。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する事。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

②高齢者虐待防止措置未実施減算……………所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
○虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合減算となります。

・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ること

- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

③身体拘束等の適正化の推進……………基本報酬の減算（適正化が図られていない場合は減算とします）

- ・身体拘束等の適正化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施の義務付け
- ・身体拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算します。
- ・生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないこととし、身体的拘束を行う場合は、実施内容時間、その際の心身の状況や理由を記録することとします。

（３）その他の料金

①食費	朝食……………	460円	
	昼食……………	700円	
	夕食……………	680円	
②おやつ代	……………	120円/日	
③日用品費	……………	130円/日	
	（レクリエーションにかかる費用も含まれます）		
④ おむつ代	……………	実費相当額	
⑤その他個人的に必要とし、希望する品物に対する費用			実費相当額
⑥理美容代	……………	2200円	

8. 支払い方法等

毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
お支払いの際に領収書を発行いたします。

9. 要望又は苦情の申し出について

- ・利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情について、担当者石井に申し出ることができます。
- ・備え付けの用紙、文書にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投稿して申し出ることができます。
- ・その他の苦情窓口

※ ①茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談室

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-26

TEL…029-301-1565

②各市町村窓口

美浦村 美浦村役場 福祉介護課

〒300-0492 稲敷郡美浦村受領1515

TEL…029-840-0340

稲敷市 稲敷市役所 新利根庁舎 高齢福祉課

〒300-0595 稲敷市柴崎7427番地

TEL…029-892-2000